

桶谷法律事務所
事務所案内・採用要項

2025

皆さんこんにちは。

今般，当桶谷法律事務所の採用パンフレットをご覧くださいありがとうございます。

当事務所の弁護士として一緒に仕事をさせていただくことに興味を持っていただくことができた皆様に，少しでも当事務所の魅力をお伝えするために，今回このような小冊子を作成いたしました。

ぜひ最後までお読みいただき，さらに当事務所への興味関心を深めていただければ幸いです。

代表弁護士 桶谷 浩



※内容は本書作成時点（2025. 9. 1）の状況及び考え方を示したものであり，状況により予告なく内容を変更することがあります。

事務所のご紹介

■所在 札幌市中央区北1条西10丁目1-15 UD札幌北一条ビル6階
TEL:011-281-2226 FAX:011-281-2228



裁判所、弁護士会まで徒歩1～3分、地下鉄西11丁目駅から徒歩4～5分と立地も良いです。
静かな場所にあり、落ち着いて業務を行うことができます。

■ホームページ <http://www.oketani-law.com/>
北海道企業法務.com produced by 桶谷法律事務所 <https://kigyohoumu.com/>

■事務所面積 実坪数87坪

■在籍弁護士数 6名（41期[62歳]，新64期[42歳]，新65期[41歳]，
71期[32歳]，75期[33歳]，76期[35歳]）

このほか、国税局税務不服審判官に転籍就任などの理由により、一旦弁護士登録を抹消するも
数年後に再加入予定の者が2名（73期[41歳]，73期[29歳]）おり、この2名が復帰し
た際には8名（プラス今後の採用者数）になる予定です。

■職員数 6名（勤務開始年は平成2年，平成10年，平成16年，平成19年，平成27
年，令和元年です。いずれも女性です。経験豊富で優秀な事務職員の強力なバ
ックアップにより、弁護士は、安心して本来すべき弁護士業務に専念すること
ができます。）

組織に埋没せずに、仲間とともに。

地方にしながら、都市型の成長を。

——それが、桶谷法律事務所で働くという選択です。

組織における『個』の尊重

法律事務所は、知識と経験をもった個人が集まり、社会の中で高い専門性を発揮する場です。その中にあって、当事務所が一貫して大切にしてきたのは、「組織における個の尊重」という考え方です。

私たち桶谷法律事務所は、北海道・札幌を拠点に、企業法務から家事・相続、倒産再生、刑事事件に至るまで、幅広い分野に携わる総合型の法律事務所です。

しかしその多様な業務の根底には、「**一人ひとりの弁護士が、それぞれの価値観と個性を活かして活躍できる場所でありたい**」という、開所以来変わらぬ思いがあります。

当事務所では、若手弁護士であっても組織に埋没することなく、入所後すぐに第一線で活躍することができます。

もちろん、業務のなかで迷いや不安が生じたときには、代表をはじめとする他の弁護士や職員が丁寧に支えます。

組織の中で、自分の「個」を活かしたい。個人としての裁量と責任を持って、依頼者の人生に向き合いたい。そんな想いを抱く方に、私たちはぜひ仲間になっていたきたいと願っています。

共に働く仲間と支え合う職場文化

当事務所では、全員フラットな机の配置、チャットツールによるリアルタイムのやり取りなど、日々の業務において風通しの良いコミュニケーションを実現しています。

さらに、月例の案件報告会など、各弁護士の担当案件について全体で知恵を絞る機会もあり、若手弁護士にとっては大いなる成長の場にもなっています。

誰もが相談しやすく、困ったときには助け合う。

超大規模事務所にはない「顔が見える連携」と「人の温度」を大切にしています。

札幌で弁護士として働くという選択

自然と都市が共存する札幌の地で、依頼者に近い距離感を持ちながら、都市型の案件にも挑む——それが当事務所の特色です。

ここには、**地域に根ざしながら、高度な案件にも挑戦できる**舞台があります。



弁護士プロフィール (記載は修習期順)

弁護士 桶谷 治



代表弁護士
司法修習 41 期
1963 年（昭和 38 年）生 札幌市出身
札幌北高、一橋大学法学部卒業
平成元年（1989 年）弁護士登録、札幌市にて勤務弁護士 2 年
平成 3 年（1991 年）独立して桶谷法律事務所設立

代表弁護士の桶谷です。当事務所は、各メンバーの個性を尊重しながら組織力も発揮し、個人の能力とその足し算を超えた組織的パフォーマンスを発揮できる事務所を目指しています。

■講演・研修

- ❖ 倒産手続の概要と実務について
- ❖ 債権管理・回収の方法について
- ❖ 北海道における M&A の実務について
- ❖ 取締役等の経営判断・コンプライアンスと法律問題
- ❖ 株主総会の運営をめぐる諸問題
- ❖ 建設共同企業体をめぐる法律問題
- ❖ 不法行為と損害賠償の範囲
- ❖ 労働者派遣法
- ❖ 民事裁判の実態と弁護士への依頼方法
- ❖ 相続問題
- ❖ 会社法上の諸問題

■著書

- ❖ 社長も社員も幸せになる 労働トラブルゼロ会社のつくり方（クロスメディア・パブリッシング）
- ❖ 破産管財 Q A 100（きんざい）

■役職等

- ❖ 平成 16～18 年度北海道大学法科大学院教官（民事法基礎ゼミ非常勤講師）
- ❖ 北海道旅客鉄道(株)社外監査役（令和 6 年 6 月～）
- ❖ 札幌家庭裁判所調停委員（平成 18 年 4 月～平成 26 年 3 月）
- ❖ 事業再生実務家協会会員 など

弁護士 椎木 仁美



司法修習新 64 期
1983 年（昭和 58 年）生 札幌市出身
札幌東高校、北海道大学法学部卒業、琉球大学法科大学院修了
2011 年弁護士登録、桶谷法律事務所に入所
産業カウンセラー

各自の考えや個性に合った働き方ができ、周囲への相談もしやすい環境ではないかと思います。いろいろな業務分野を体験する機会もあると思います。応募者の皆様との出会いを楽しみにしております。

■講演・研修

- ❖ 取締役等の経営判断と法律問題
- ❖ 「良くわかる。納得の相続セミナー」
- ❖ 「90 分でわかる！夫婦問題の常識？非常識？」
- ❖ 会社法（善管注意義務、経営判断）・コーポレートガバナンスコードに関する企業内研修
- ❖ 長澤運輸事件・ハマキョウレックス事件緊急対応セミナー
- ❖ 長時間労働によるメンタルヘルスの法律問題と対応策
- ❖ ウィズコロナ・SDGs 時代に役立つ企業のメンタルヘルス対策
- ❖ 犯罪被害者支援・司法修習生向け修習講師など

■役職等

- ❖ 性の平等と多様性に関する委員会（札幌弁護士会）
- ❖ 札幌市子ども子育て会議委員
- ❖ (株)北弘電社社外監査役（令和 6 年 6 月～）など

弁護士 長崎 拓也



パートナー弁護士
司法修習新65期
1984年（昭和59年）生 苫小牧市出身
苫小牧東高校，東京大学法学部卒業，北海道大学法科大学院修了
2012年弁護士登録，桶谷法律事務所に入所

弁護士として仕事をしたいなら，まずは色々な事務所に行って，色々な弁護士の話を聞いてみるのが大事だと思います。弁護士側も後輩の皆さんに話を聞きに来てもらえるのは嬉しいものなので，当事務所にも気軽に来てみてください。

■講演・研修

- ❖改正労働契約法
- ❖「取締役の役割と責任」
- ❖株主総会対策に関する企業内講演
- ❖民法（債権法）改正に関する研修
- ❖長澤運輸事件・ハマキョウレックス事件緊急対応セミナー
- ❖働き方改革に対応するための運送業の労務管理と残業代対策
- ❖下請法に関する企業内研修
- ❖「セオリーどおりの対応」にとどまらない問題社員対応の重要ポイント

■役職等

- ❖北海道大学法科大学院非常勤講師
- ❖司法制度調査会（副委員長、札幌弁護士会）

弁護士 小嶋 麻鈴



司法修習71期
1993年（平成5年）生 北見市出身
北見北斗高校，北海道大学法学部卒業，北海道大学法科大学院修了
2019年弁護士登録，桶谷法律事務所に入所

若手弁護士であっても，自由に意見を述べ，議論を交わすことができる事務所です。個人事件，事務所事件を問わず，分からないことがあれば，他の弁護士にアドバイスをもらいながら，業務を進めることが可能です。

■著書

- ❖社長も社員も幸せになる 労働トラブルゼロ会社の作り方（クロスメディア・パブリッシング）

■講演・研修

- ❖「パワハラ対策の義務化」に備える！職場のハラスメント対応策

■役職等

- ❖人権擁護委員会（札幌弁護士会）

弁護士 池田 貴裕



司法修習 75 期
1992 年（平成 4 年）生 札幌市出身
札幌東高校，北海道大学法学部卒業，北海道大学法科大学院修了
2016 年 4 月から 2017 年 3 月まで民間企業に勤務，営業職として職務に従事
2022 年弁護士登録，桶谷法律事務所に入所

入所すぐであっても自分自身の考えを持ちながら他の弁護士と議論ができ，各弁護士から知識・経験に基づく助言が得られることや，各場面での事務局からのフォローがあり，とても働きやすさを感じています。

■役職等

- ❖ 知的財産委員会（札幌弁護士会）
- ❖ 業務改革推進委員会・業務広告調査委員会（札幌弁護士会）

弁護士 松井 陽一郎



司法修習 76 期
1989 年（平成元年）生 旭川市出身
旭川東高校，中央大学法学部卒業
2011 年 4 月から 2022 年 11 月まで民間企業に勤務し，経営企画業務・コンプライアンス関係業務に従事
2023 年弁護士登録，桶谷法律事務所に入所

事務所事件は繁忙状況を見て配点してもらえますので，個人事件に注力することもでき，手がすいていたら先輩弁護士の事件を手伝わせてもらったりもできますので，無理なく多くの事件に触れて，弁護士として成長できる事務所です。

■役職等

- ❖ 地域司法対策委員会（札幌弁護士会）
- ❖ 高齢者・障害者支援委員会（札幌弁護士会）

事務所の特徴・目標

キャリア30年以上の経験豊富な代表弁護士，熱意と探究心にあふれる優秀な新進気鋭の弁護士，そして事務スタッフ6名が，顧客にとって最良の解決が得られるよう，迅速・的確・親切な対応に一丸となって努力する法律事務所を目指しています。

当事務所は，少しでも弁護士在籍数の増加を目指し，まずは10名，いずれはそれ以上の規模になり，多数のメンバーが在籍するスケールメリットを発揮し，いずれは北海道を代表する法律事務所の一つになりたいと考えています。

具体的には，各弁護士において，幅広い分野に一通り対応できる能力と，弁護士ごとに一定の分野の専門性を身につけていただき，そうした弁護士が多数在籍していただくことにより，事務所として幅広い分野において傑出した対応ができる状態にしたいと考えています。

主な顧問先・関与先企業

〔過去及び現在の顧問先・関与先〕

IT，アパレル，医療，運輸，卸売，学校法人，金融機関，建設，小売販売，自動車部品，食品，他士業，鉄道，電機，電力，土木，燃料，不動産，リース

取扱事件

企業法務から一般個人まで広く様々な分野を取り扱っています。その一部を企業法務Q&A例及び解決事例において紹介していますので，是非ご覧ください。

ホームページ	〔企業法務Q & A例〕	https://www.oketani-law.com/business_faq/
	〔解決事例〕	https://www.oketani-law.com/solve/
北海道企業法務.com	〔企業法務Q & A例〕	https://kigyohoumu.com/business_faq/
	〔解決事例〕	https://kigyohoumu.com/solve/

企業法務，企業倒産，地家裁の各種管財人・後見人案件などのほか，個人案件も相当数取り扱っています。今後とも同様の方針により，幅広い分野を取り扱いたいと考えています。

- 【企業法務全般】** 民事法・会社法・人事労務関連法規に関する法律相談，顧問業務意見書・契約書等各種書面の作成（渉外取引関係は相談，契約書の確認依頼が年に数件ある程度）
企業買収案件等（M&Aの枠組み作り，法務デューデリジェンス〔法務調査〕，契約交渉，契約書の作成等）
企業犯罪・企業不祥事発生時の各種調査
講演・研修
上場企業の社外役員
- 【民事訴訟等】** 損害賠償等民事事件，会社法上の事件，個別労働事件（使用者側・労働者側いずれも）等，集团的労働関係事件（使用者側）
- 【訴訟外紛争処理】** 各種民事法・会社法・人事労務等の案件にかかる訴訟外交渉等
- 【任意整理・事業再生・清算】** 破産，特別清算，民事再生等法的倒産手続（申立代理人，管財人，監督委員，債権者側対応等）・中小企業支援協議会など第三者機関を利用した事業再生手続等，個人の多重債務
- 【家事事件】** 遺言書作成・執行，家事調停・審判事件，相続・離婚等の親関係訴訟事件等，成年後見事件（申立，後見人），相続財産管理業務（相続財産管理人，財産管理者等）
- 【刑事事件】** 起訴前・起訴後弁護，被害者側からの刑事告訴等

当事務所HPの解決事例，企業法務Q & A例等も併せてご覧ください。

■当事務所にて取り扱った，社会的に特記される案件

（いわゆる「マスコミネタ」になった事件）

- ❖ 特別清算事件（金融機関関連ノンバンク，リース会社等）
- ❖ 破産管財事件（住宅建築会社，食肉加工販売会社の代表者個人等）
- ❖ 不当労働行為救済命令申立事件（使用者側）
- ❖ 過労自殺を理由とする損害賠償請求事件（会社側）
- ❖ 金融機関役員の特別背任刑事事件，役員の損害賠償請求事件（役員側）
- ❖ 少数株主による株主総会招集申立事件（旧経営陣，少数株主側）
- ❖ 事業会社の民事再生事件（申立代理人，監督委員），いわゆるプレパッケージ・エクイティ型を含む。
- ❖ 会社分割，事業譲渡＋特別清算等のM&A
- ❖ 債権の譲渡担保権実行中止命令に対する異議申立事件（金融機関側）
- ❖ 眺望権に基づく建築差止請求事件（建築主側）
- ❖ 地方公共団体の包括外部監査
- ❖ 施設稼働差止・設備廃止請求（施設側）
- ❖ 事業再構築のための第三者委員会委員

当事務所のアピール

1. 幅広い取扱分野

大企業の企業法務、M&A、知的財産権、株主総会運営等から、離婚・相続・交通事故・多重債務といった個人案件まで様々な案件を取り扱っています（ボリューム・比率はその時々で異なりますが、おおよそ、企業：個人が各1／2くらいのイメージでしょうか。）。

具体的には、

- ・離婚・相続・交通事故・多重債務等の依頼人と打ち合わせを行い、相手方と交渉
 - ・訴訟事件の準備書面を作成
 - ・成年後見人として、選任決定前の契約が意思能力欠如により無効である旨主張し、既払金の返金交渉に当たる、
- といった「町弁」的案件も相応にある一方、
- ・企業の契約書のチェック
 - ・会社の破産管財人として納品商品を引き揚げたいといって譲らない債権者との折衝に当たる
 - ・企業から、エクイティ（株式譲渡・新株発行）か事業譲渡か、M&Aの枠組み作りの相談を受ける、事業譲渡希望者の依頼に基づいて法務監査（DD、デューデリジェンス）を行う。
 - ・社外監査役として、取締役会において、経営上の判断について取締役の善管注意義務の観点から意見を述べる
 - ・会社法などの法律解釈について意見書を作成
 - ・競業禁止義務に関する紛争解決のための交渉

といった、企業法務案件にも相当程度関与しています。

このように幅広い分野の案件に関与しており、在籍弁護士の方にはそのサポート（中心的役割の場合もあります。）をお願いしますので、弁護士として、広く基礎的能力を身につけたい方には最適ではないかと自負しています。

2. 専門分野を持つことに必要な支援

これからの弁護士は、広い分野に一通りの業務能力を持ちながらも、専門分野を持つことも必要だと考えています。

当事務所ではそのためにする研修受講、書籍の購入を始め、当該分野の案件を獲得するための広告宣伝活動、セミナー実施のための経済的また人的支援、官庁など他組織への移籍、当該分野の依頼があったときに、優先的に割り当てるなど、できる限りの支援をします。

3. 大型倒産事件における多くの実績

当事務所は、北海道または札幌の数々の大型倒産事件において破産管財人、監督委員、清算人等に選任され、多くの実績を上げております。事務所に在籍する若手弁護士にも相応の選任依頼が来ています。

4. 弁護士会活動、弁護士団活動などへの自由な参加

弁護士会活動、弁護士団活動なども自由にできます。

5. 即戦力として活躍可能

当事務所は、現在弁護士6名と、北海道内では相応の弁護士が在籍するとされている事務所ではあるものの、何百人もの弁護士がいる東京等の大規模事務所と比べると、弁護士10名にも満たない少数の事務所です。しかし少人数であるがゆえに、各人が適度な存在感を持ち、組織に埋没することなく、新人弁護士であっても、さっそく1番レギュラーとして活躍できます。何年も先輩弁護士の後ろにくっついて数年過ごすより、数年後には弁護士としての実力がずっと違ってくると思います。

6. 他の弁護士によるアドバイス

案件は、事務所案件はもちろん、個人案件についても、代表弁護士はじめ他の弁護士が常に業務をチェックしており、所属していただく方に完全に一任することはしていません。他方、個人案件であっても、気軽に他の弁護士等のアドバイスを求めることができる雰囲気があります。

適宜の時期から裁判所にも一人で行っていただきますが、事前に進行について十分打ち合わせしますので、心配はありません。

7. ピンチの際にもバックアップ

代表者自身多くの失敗を重ねてきましたので、所属していただく方が業務上失敗した場合、もちろん状況を確認のうえ、それなりの指摘はしますが、感情にまかせて怒鳴ることだけはないように努めています。

依頼人・相手方に対する対応など、万が一のピンチには、個人案件であっても、必要な協力を惜しみません。早めの手当により傷口の拡大を防ぐことができます。上記のとおり、感情にまかせて怒鳴ることだけはないように努め、所属メンバーがミスしても、それを抱え込まずにできるだけ早く話をしていただけるよう、ほどほどの緊張感を持ちながらも、基本的にはソフトな雰囲気作りに努力しています。

8. 優秀な所属弁護士と事務職員

所属弁護士、事務所職員、依頼人ともども優しい紳士淑女ばかりです。優秀な弁護士のほか、同じく優秀な事務職員が多数揃っていますので、倒産案件・個人多重債務整理案件等（それが個人案件であっても）であっても、弁護士が事務作業や事務的な電話に不必要に関与することはありません。

9. メンバー相互の口頭相談、チャットシステム

新人弁護士の方は当初わからないことが多いと思います。当事務所では、ある程度調べてもわからないことは、遠慮なく他のメンバーに相談することを推奨しています。そうした方がメンバー間のコミュニケーションが深まるとともに、業務効率も改善されるからです。

私は平日昼間をビジネスコミュニケーションタイムと理解し、一人静かに業務することは諦めています。一人静かに業務を行いたいときは、静かな応接室を利用しています。チャットシステムも採用し、メンバー全員に質問することもできます。きっと誰かが答えてくれます。チャットは、LINEWORKSというLINEのビジネス版を採用していますので、すぐに馴染むことができます。

10. 机の配置

代表弁護士含む全メンバーが約170㎡の広い一部屋内に机を並べ、日ごろコミュニケーションを深め、賑やかすぎて電話が聞こえづらいこともあります。ちなみに、起案等一人静かに業務を行いたいときは、ノートパソコンを利用して、密閉された応接室（無線LANが完備されています。）を利用することもできます。



11. 新規受任案件報告会，終結事件報告会

毎月，各弁護士が新規に受任した案件，終結事件の報告会を行っています。法技術のみならず，弁護士実務について貴重な情報・経験を相互に蓄積できます。弁護士業務は最初にどのようなベクトルを採用するかで，その後の展開が大きく異なります。新人弁護士が道に迷わないよう，適切な道を歩くことができます。

報告会と併せて，事務所ミーティングも行っています。

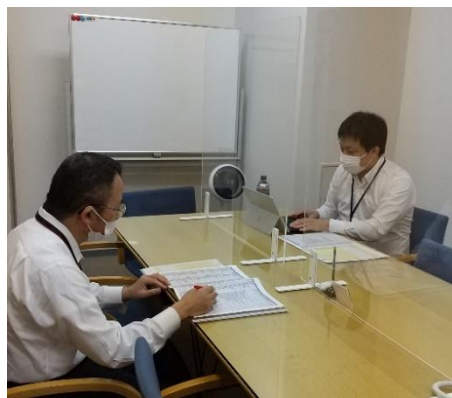
12. 案件確認

1～2か月に1回，1時間程度，各人が担当している案件について，代表弁護士が個別に状況を確認します。業務上のことでも業務外のことでも，困ったことがあれば，その際に相談することもできます。

▼新規受任案件報告会・終結事件報告会



▼案件確認



13. 事務所総体での営業活動，また，事務所において弁護士個々の営業活動費用を負担

多くの事務所では，個々の弁護士の個人案件の獲得は弁護士各人の営業努力に委ねられています。当事務所では，事務所総体としての営業活動を行うとともに，事務所において弁護士個々の営業活動費用を負担するなど，組織性を発揮し，より効果的な営業活動を行っています。その結果，相応の成果を得ています。

14. ワークライフバランス

午前9時に来て午後5時に帰る生活は難しいかも知れませんが，個人案件の受任量や各人の仕事の仕方によっても違いますが，事務所案件だけに従事するのであれば，毎日深夜に及ぶ業務や毎週土日に出勤する必要まではないものと予想しますし，過去の方もほぼそうでした。もちろん，これは現在までの状況をお知らせしているだけで，今後も同様の状況になるという保証をすることはできません。

【メンバーの入退所状況】

事務所の居心地について、メンバーの在籍状況をお知らせします。
在籍年数は令和7年9月時点のものです。

・弁護士

- 1 平成19年9月入所，平成20年9月退所（在籍1年）
- 2 平成20年12月入所，平成23年12月退所（在籍3年）
- 3 平成23年12月入所，現在にいたる（在籍13年9か月）
- 4 平成24年10月入所，平成29年12月退所（在籍5年2か月）
- 5 平成24年12月入所，現在にいたる（在籍12年9か月）
- 6 平成28年12月入所，令和2年12月退所（在籍4年）
- 7 平成28年12月入所，令和4年4月退所（在籍5年4か月）
- 8 令和元年1月入所，現在にいたる（在籍6年8か月）
- 9 令和2年12月入所，令和5年7月弁護士登録抹消（在籍2年7か月）のうえ，国税局税務不服審判官に就任，令和8年7月復帰予定
- 10 令和4年1月入所，令和5年9月弁護士登録抹消のうえ，海外渡航（在籍1年8か月），令和7年1月復帰予定
- 11 令和4年12月入所，現在にいたる（在籍2年9か月）
- 12 令和5年12月入所，現在にいたる（在籍1年9か月）

・事務職員

- 1 平成2年4月入所，現在にいたる（在籍35年5か月）
- 2 平成3年4月入所，同年12月退所（在籍8か月）
- 3 平成4年2月入所，平成16年1月退所（在籍12年）
- 4 平成9年9月入所，1週間で退所（在籍1週間）
- 5 平成9年入所，平成10年退所/平成15年再入所，平成19年退所/平成26年再入所，令和2年8月退所（在籍15年3か月）
- 6 平成10年9月入所，現在にいたる（在籍27年）
- 7 平成16年1月入所，現在にいたる（在籍21年8か月）
- 8 平成19年4月入所，現在にいたる（在籍18年5か月）
- 9 平成27年6月入所，平成29年3月退所/平成30年4月再入所，現在にいたる（在籍9年4か月）
- 10 令和元年8月入所，現在にいたる（在籍6年1か月）

皆さんに長く在籍していただける雰囲気のある事務所を目指しています。弁護士，職員いずれも初期の方の在籍年数は短かったのですが，しだいに長くなっており，喜ばしい限りです。

業務条件等の概略（予定）

1. 採用予定者

新卒（78期以降の司法修習生、大学法学部生、法科大学院学生、司法試験予備試験合格者も可。）、中途（～77期）。

2. 業務開始（新卒の場合。中途は応相談）

司法修習終了後すみやかに

3. 収入、事務所案件・個人案件の取扱い（新卒の場合。中途は応相談）

(1) 収入、事務所案件・個人案件の取扱（初年度）、研修等

■収入、弁護士会費・社会保険等の負担について

〔収入〕

年間600万円（固定 税込み 初年度）

下記のとおり、弁護士会費は事務所で負担しますので、実質的には660万円になります。

〔弁護士会費、社会保険等〕

弁護士会費（月額5万円、年間60万円程度）・日弁連及び札幌弁護士会登録のために必要な費用（新規の場合13万円程度）は、当事務所で全額負担します。健康保険等は各自で負担していただきます。

〔パソコン等〕

1台貸与します。所内及び所外いずれもネットワーク接続可能です。

〔書籍、研修費等〕

事務所業務に有益と判断される限り、購入費用を事務所で負担します。ただし、当該書籍の所有権は事務所に帰属します。

(2) 事務所案件・個人案件、研修等の取扱い

■事務所案件

入所後しばらくは、他の弁護士と一緒に案件を担当していただきますが、しだいに一人で依頼人などと対応していただく案件も増えてきます。各人の希望、案件数、各人の特性、適性に応じて、案件を適宜配点します。

■個人事件・集団弁護団事件、弁護士会の委員会活動等の公益的活動

〔個人事件・集団弁護団事件〕

事務所業務に支障が生じない限り、受任は構いませんし、受任することは弁護士としての成長に有益ですが、利害相反等確認のため、事前に当事者名及び内容を報告してください。

また、受任したからには依頼人等からクレームの来ることのないよう、迅速・的確・親切に業務を遂行し、適宜状況を教えてください。進行に困難を来しているのであれば教えてください。できる限り相談に乗ります。もちろん、個人事件等の受任により、事務所からの依頼案件の期限までの遂行に妨げのないように願います。

なお、個人事件の収入は、一旦全額事務所に事務所使用料としてお支払いいただき、事務所全体として売上が向上した場合に追加委託料として受け取ることができるものが発生します。したがって、事務所全体の収入が乏しい場合は、個人案件があっても追加して支払う金員がないこともあります。しかし、個人案件収入がなくとも事務所全体の収入が増えている場合は追加して支払いをする場合もあります。将来を保証するものではありませんが、過去、実際には、多くの場合において、最低保証収入を超えて、経済的に不満が出ることのない金額をお支払いしています。

〔弁護士会の委員会活動等の公益的活動〕

事務所業務に支障が生じない限り、自由にしてください。

■研修等

事務所業務に支障が生じない限り、自由に受講してください。費用負担がある場合、事務

所業務に有益である限り、事務所で費用を負担します。

(3) 2年目以降の条件

2年目以降の条件は、事務所全体の状況（収入等）、在籍していただく方の能力・業務遂行状況・貢献度、希望によって相違します。

当事務所としても優秀な方には引き続き在籍していただきたいので、各人の努力・成果に見合うものを提供できるよう、当事務所の力の及ぶ範囲内においてできるだけことはしたいと考えています。

なお、2年以上の在籍者については、希望により、一時的に他組織への転籍・留学なども可能です。ただし、当事務所への復帰が前提となり、原則として非在籍期間中は無給です。転籍先・留学先の紹介までは行いません。詳細はご相談に応じます。

4. 業務時間・休日休暇等

事務所の営業時間は午前9時00分～午後5時30分、土日祝日、お盆（8／13－8／16）、年末年始（12／29－1／3）は休業しています。弁護士は、必ずしもこれにとらわれることなく、各自の判断で決定しています。感覚的判断ですが、実際、平均的には、おおむね午前9時から午後8時ころまで在籍している弁護士が多いようです。土日に何としてでも事務所で仕事をしなければならない状況になることはそれほどありませんでしたが、事務所で仕事をしている弁護士も散見されます。

在宅勤務も可能です。ただし、顧客面談、事務所の他の弁護士が依頼した場合などを除きますので、100%在宅勤務はできません。

出産・育児・怪我・病気・介護などについては、その時点の状況を受けて、在籍していただける限り、当方でもできるだけの協力をします。業務量の調整も可能です（ただし最低保証額も変動します）。実際にも、ご家族の協力を得つつ育児と業務を両立されている方が複数おられます。

5. 契約期間

契約期間は2年です。3年目以降は、その時点の状況に基づいて、別途ご相談します。報酬の最低保証は原則としてなくなりますが、経済的に困窮した事例はありません。

採用活動の流れ（新卒の場合。中途は別途）

1. 個別の事務所訪問・面談

個別の事務所訪問は適宜受け付けます（事務所訪問のみをご希望の場合、エントリーシート等の提出は不要です）。ご応募いただける場合は、当事務所ホームページ「新着情報（採用情報）」に掲載の「エントリーシート」（ワードファイル）にご記入のうえ、同末尾記載の書類と併せてメール（または郵送・持参）によりご送付ください。面談の日時につきましては、できるだけすみやかにご連絡申し上げます。遠隔地の方は、ZOOMなどによる対応も可能です。

【メールアドレス】 recruit@oketani-law.com

メールから24時間以内に当事務所から何の連絡もない場合（土日祝日等の休業日を除く。）には、大変恐縮ですが改めてのお電話（TEL011-281-2226）によるご連絡をお願いいたします。

僅かな人数で対応しておりますため、ご連絡いただいた皆様全員のご希望に応じられるとは限りません。また、他の方と一緒になることもあります。この点あらかじめご了承ください。

ご連絡の有無及びご連絡いただいた内容の秘密はもちろん厳守します。他方、当事務所から提供申し上げた情報につきましても他に開示されませんよう、秘密の遵守をお願いいたします。

2. 内定

内定の時期は一概に申し上げることはできません。すぐにでも決まるかも知れませんし、内定まで相応の時間がかかることもあります。

採用基準と希望する人物像

あくまで「理想」であり、相矛盾したところもあります。

■経営弁護士、依頼人の指示・依頼を待つことなく、相手方の意図をくみ取って自ら積極的に動ける方（「指示待ち族」でない方）

■困難な事態になったとき、できない理由を探すのではなく、局面を開く方策を探索することに情熱を傾けていただける方

■〆切を守ることができる方

理想論としては、〆切までに、できるだけすみやかに、かつ、ベストパフォーマンスを発揮できるとよいことはもちろんですが、それは、現実には困難なこともあります。

現実的な目標としては、まず〆切があることを前提として、それまでにできるだけのパフォーマンスを発揮することにならざるを得ません。また、最初からベストパフォーマンスを発揮することも現実的には難しいので、対外部への〆切前に、内部的に複数の〆切を設け、少しずつ、より優れたパフォーマンスを発揮し、最終的に対外部に対する最善のパフォーマンスの発揮を目指します。

■業務に対し熱意の感じられる方

■既存の価値観を踏まえ尊重しながらも、それにいつまでもとらわれない、自由な発想をエネルギーに実現できる方

■自分自身の価値観を尊重しながらも、それにとらわれず、相手の価値観と柔軟に対応できる方

■「鶏口となるとも牛後となるなかれ」と考えている方

■迅速的確かつ親切に業務を遂行したいと考えている方

■弁護士大増員時代に生き残り、さらには存在感ある弁護士になりたいと切望している方

なお、当事務所は、各人の自由を尊重しながらも、同時に、スケールメリットを発揮できる組織的な事務所も目指しています。

したがって、在籍していただく方にはできる限り長期の在籍を希望しますが、とりあえず5年程度在籍していただく意思があれば、現時点では、将来独立を考えている方でも構いません。当事務所に在籍し続けるメリットを感じていただくことによりお考えも変わるかも知れませんが、変わらないとしても、優秀な方にある程度の期間在籍していただくことには当事務所にとってもメリットがあると考えています。

以上の要素を少しでも多く満たす方、あるいは現在満たさなくとも満たそうという意欲のある方であれば、男女、年齢、出身学校は全く問いません。

O k e t a n i l a w f i r m